

「普通高等教育機関における学士課程教育の評価事業に関する教育部の意見（教育部關於普通高等学校本科評估工作的意見）」（邦文仮訳）

小 田 格

公益財団法人大学基準協会
総務部総務企画課長

はじめに

本資料は、中華人民共和国⁽¹⁾（以下「中国」という。）の大学評価に関する制度の理解に資するよう、2011年10月13日に同国の教育部⁽²⁾から公布された「教育部關於普通高等学校本科評估工作的意見」（教高〔2011〕第9号）（以下「普通高等教育機関における学士課程教育の評価事業に関する教育部の意見」⁽³⁾という。）を邦文に仮訳したものである。

中国における高等教育の質保証に関しては、大学評価・学位授与機構（2013）がその概要を紹介しており、南部（2009；2016）や林（2016；2017）等の論考でも解説・検討がなされ、さらにはこれを正面からテーマとして取り扱った邵（2015）のような博士論文も存在しているなど、邦文による情報も比較的充実している。しかしながら、こうした各種の資料・論考を通読する際に、しばしば難渋するのは中国特有の用語の理解である。通常限られた紙幅のなかですべての用語に対して、詳細な解説を加えることや丁寧な邦文の訳を付けることは必ずしも容易ではなく、それゆえ一部の専門用語が漢字の力を頼って原語のままとされ、あるいはそれに近い形での訳に留まっているという事例が、高等教育の領域に限らず、中国をフィールドとした研究で広く見受けられるように思われる。

そこで、今回は、当該領域で頻出する用語を含む「普通高等教育機関における学士課程教育の評価事業に関する教育部の意見」を邦文訳することとした。同意見は、2011年に策定・公表されたものであるが、同

年にスタートした中国の第2期大学評価の原点とすべき文書であり、上記の各論考でも取り上げられている。林（2016）は、同意見について次の通り説明している。

この「意見」では、教育部は初めて第2ラウンドの本科教学工作評価の枠組みの構想を公表した。この構想は機関別大学評価、普通高等教育機関における教学活動の基本状態に関するデータベース、プログラム評価（工学、医学など）、国際評価（評価の国際連携の模索）から成っている。また、設置・管理・評価の分離に関するシステムの構築について初めて言及された。具体的に、教育部は評価政策の策定や評価活動の指導を担うこと、省レベルの教育行政部門は所管の地域内の大学に関する評価計画や組織を担当すること、第三者評価機構は評価活動の実施を委託することが、新たな本科教学工作評価の枠組みのポイントである。（林2016：104）

この説明からすれば、同意見は第2期大学評価の枠組みが取りまとめられたものと解され、これを確認すれば基本的な制度設計を把握することができるものと考えられる。したがって、依然継続中の第2期大学評価を検討し、又は今後振り返るに当たって、同意見書は重要な資料的価値を有するといえる。

なお、邦文に仮訳するに当たっては、可能な限り平易な表現となるよう努めたが、一部の用語に関しては、先行研究と平仄を合せた訳語にかぎ括弧を付して

記載するとともに、括弧書きで筆者が邦訳した語を付記した。また、解説が必要と思われる一部の用語に関しては、注を付して対応することとした。

普通高等教育機関における学士課程教育の評価事業に関する教育部の意見

教高〔2011〕第9号

各省、自治区及び直轄市の教育庁（教育委員会）、新疆生産建設兵団の教育局、関係部門（部署）の教育局並びに中央の部門（部署）に所属する各高等教育機関：

「教育の改革及び発展に係る国家中長期計画綱要（2010-2020年）」⁴⁾を着実に実行し、高等教育の質保証システムの構築を適切に推進するとともに、学士課程教育の水準及び人材養成の質を向上させるべく、ここに以下の通り、普通高等教育機関⁵⁾の学士課程教育の評価事業に関する意見を示すこととする。

一 学士課程教育評価の意義・目的

1. 人材養成は、高等教育機関の基本的な任務である。人材養成の質を高める要点は、教育の質を向上させることにある。教育の評価は、教育の質の評価、監督、保証及び向上のための重要な取組みであり、わが国の高等教育の質保証システムの重要な構成要素である。
2. 教育評価を実施する目的は、高等教育機関において中国共産党による教育方針を全面的に徹底することを促し、教育改革を推進させ、人材養成の質を向上させるとともに、学士課程教育が経済・社会の発展及び人間の全面的な発展⁶⁾の需要に積極的に応える能力を増強させることにある。また、教育評価の実施目的は、高等教育機関に対して政府が実施するマクロなレベルの管理及び分類別の指導を促進させ、高等教育機関が適切にポジショニングを図り、水準を高め、特色を出していくことができるようリードすることである。さらに、教育評価の実施目

的は、高等教育機関における人材養成並びに学士課程教育の質の評価及び監督への社会の関与を促進させることでもある。

二 学士課程教育評価の制度体系

3. 高等教育機関による自己評価を基盤とし、また機関別評価、専門分野別の認証及び評価、国際的な評価並びに教育の基本状況に関するデータ⁷⁾の恒常的なモニタリングを主な内容としたうえで、これらを政府、教育機関、専門機関及び社会による多様な評価と結びつけ、中国の特色ある近代の高等教育システムに相応しい教育評価制度を構築・整備する。
4. 高等教育機関の質保証に対する主体的意識の強化を図り、高等教育機関における自己評価の制度を整備し、内部質保証システムを構築・整備する。国は、高等教育機関に対して分類別の機関別評価⁸⁾を実施し、高等教育の特色の伸長を促進させる。産業界の人事採用部門が関与する専門分野別の認証及び評価の実施を奨励し、人材養成と社会のニーズとの適合性を高めていく。情報技術を十分に活用し、高等教育機関の教育に関する基本状況のデータベースを構築することにより、学士課程教育の質の恒常的なモニタリングを実現する。国際的な評価の先進的な理念及び経験を参考としつつ、国際的な協力及び交流を強化し、関係領域における国際的な評価を奨励するとともに、学士課程の人材養成の質及び評価事業の水準を向上させる。中央政府と省級政府⁹⁾という2つのレベルの責任分担及び「管理、経営、評価の分離」¹⁰⁾の原則に照らし、科学的かつ合理的であり、また運用面で効果的な評価事業の組織体制を形成する。

三 学士課程教育評価の主な内容及び基本的な方法

5. 教育の基本状況に係るデータの恒常的なモニタリングを行う。高等教育機関は、情報技術を十分に利用し、教学状況の基本データを収集・反映することにより、高等教育機関の学士課程教育に係る基本状況のデータベースを構築しなければならない。高等教育機関は、当該データベースのデータを適時更新

し、学士課程教育の状況を速やかに分析することにより、学士課程の教育事業及びその質を恒常的に監視する仕組みを整備するものとし、社会が関心を寄せる教育データのうち主要なものについては、一定の範囲内で公表しなければならない。国は、全国の高等教育機関の学士課程教育の基本状況に係るデータベースを構築し、当該データベースが、政府による高等教育機関の質の監視、社会による高等教育機関の人材養成の監督及び学士課程教育の評価事業において、重要な機能を十分に発揮できるようにする。

6. 高等教育機関は、自己評価を行うものとする。高等教育機関は、学士課程教育に係る自己評価の制度を構築し、当該機関の定めた人材養成の目標に基づき、教育の条件、プロセス及び成果に関する評価を行わなければならない。これには機関別評価、学科の専門評価、教育課程の評価など多くの内容が含まれる。また、高等教育機関は、教員及び学生の教育業務に対する評価を特に重視するとともに、学生の学習成果及び教育資源の利用効率に対する評価、産業界の人事採用部門による人材養成の質に対する評価を重視しなければならない。高等教育機関の内部において教育の質のモニタリング及び監視に関する有効な仕組みを整備し、学士課程教育の質保証システムを構築・整備しなければならない。高等教育機関は、自己評価を基盤として、年度ごとに学士課程教育の質に係る報告書を作成し、これを適切な範囲において公表するとともに、関係する教育行政(主管)部門に報告するものとする。各年度の高等教育機関の質に係る報告書は、国及び専門分野の関係機関が機関別評価及び専門分野別評価を実施する際の重要な参考資料とするものとする。

7. 分類別の機関別評価を実現する。機関別評価は、「合格評価(適格判定)」¹³⁾と「審査評価(オーディット型評価)」¹⁴⁾からなる。「合格評価(適格判定)」の対象は、2000年以降に機関別評価を受審していない学士課程を有する新設の高等教育機関である。「審査評価(オーディット型評価)」の対象は、機関別評価を受審したことがあり、かつ、適合判定を受け

た、学士課程を有する普通高等教育機関である。

「合格評価(適格判定)」において重要な点は、高等教育機関の基本的な運営条件、教育管理の状況及び教育、地方の経済・社会の発展に奉仕する能力及び実践的な人材の養成能力、並びに教育改革及び内部質保証に係るシステムの構築及び運用の状況について調査を行うことである。評価の結果は、「適合」、「判定保留」¹³⁾及び「不適合」の3種類である。「適合」判定を受けた高等教育機関は、5年後に「審査評価(オーディット型評価)」に移行することとなる。

「審査評価(オーディット型評価)」は、高等教育機関の運営条件、学士課程教育の質と当該機関のポジショニング及び人材養成目標との適合性の度合い、内部質保証システムの構築及び運用の状況、並びに学士課程教育の改革に係る措置及び成果の深化の状況に重点を置いて調査を行う。当該評価では、事実に基づく報告書を作成し、「適合」、「判定保留」又は「不適合」の判定はせず、そのサイクルは5年とする。

8. 専門分野別の認証及び評価を実施する。工学や医学等の領域においては、国際基準と実質的に同等となる専門分野別の認証を積極的に推進する。産業界と共同で認証基準を制定し、また共同で認証手続を進め、産業界のニーズを反映し、実践教育のプロセスを強化することにより、業界の認可を得る。専門機関及び中間組織¹⁴⁾による高等教育機関に対する専門分野別評価の実施を奨励する。

9. 国際的な評価を採求する。一定の条件を備えた高等教育機関が自身の設置する学科の専門領域に対応する国際的水準の専門家を招聘し、当該学科の専門分野に関する国際的な評価を実施することを奨励する。国際的水準にある教育の評価機関と連携し、評価事業の国際交流を積極的に進め、評価事業の水準向上を図る。

四 学士課程教育評価の組織管理

10. 中央政府と省級政府の役割分担を明確にし、それぞれが自身の責任を負う形の学士課程教育評価事業

の制度を整備する。教育部は、評価事業の方針・政策及び教育の質保証に関する基本的な基準を制定し、評価事業の統括、指導及び監督を行う。省級政府の教育行政部門は、国の関係規定及び要求に基づき、また当該地区の高等教育の発展の需要に鑑みて、当該地区に所在する高等教育機関の教育評価の計画を策定し、「審査評価（オーディット型評価）」に係る事業を組織的に実施するとともに、高等教育機関における評価を基盤とした改善業務の実行を推進する¹⁵⁾。

「管理・経営・評価の分離」の原則に適った評価事業の組織体制を整備し、第三者評価の機能を十分に発揮させ、所定の条件を備えた教育評価機関により関連する評価事業を行うものとする。教育評価機関は、自身の専門化及び規範化を一層図り、評価の専門家の養成を強化し、評価プロセスを厳格化するとともに、科学的な評価の方法を策定しなければならない。

11. 教育部は、普通高等教育の学士課程教育事業の評価の専門家による委員会を設け、評価の研究、政策の情報提供、指導・点検、監督及び仲裁等を実施する。
12. 評価事業の管理を強化し、「陽光評価（透明性の高い評価）」¹⁶⁾を着実に推進させる。評価機関、評価に携わる高等教育機関の人員及び評価の専門家は、その責任感及び使命感を高め、評価事業に係る規則・規程を自覚的に遵守し、評価作業を規範に適ったものとしなければならない。また、評価情報の公開制度を整備し、評価に関する政策、文書、計画、基準及びプロセス並びに高等教育機関による自己評価の報告書、専門家による実地調査の報告書及び評価結果等について、いずれも適当な範囲内で公開することとし、教員、学生及び社会の各業界の監督が広く受け入れられるようにしていく。

中華人民共和国教育部
2011年10月13日

【注】

- (1) 本資料では、諸制度の異なる特別行政区及び台湾

は独立した地域と見做し、ここには含めない。

- (2) 本邦の文部科学省に相当する行政機関（国務院の一部門）であり、教育事業及び言語・文字事業を所管している。高等教育機関の評価は、同部の高等教育教学評価センター（高等教育教学評估中心／HEEC: Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education）というセクションが担当・実施している。
- (3) 邵（2015）は「教育部、普通高等教育学校の本科教育評価に関する意見書」、林（2016）は「普通高等教育機関の学士課程教育評価に関する教育部の意見」、大学評価・学位授与機構（2013）は「教育部普通高等教育機関本科教育評価に関するガイドライン」と訳している。
- (4) 「国家中長期教育改革和發展計劃綱要（2010－2020年）」（中発〔2010〕第12号）。同文書は、2010年7月8日に中国共産党中央委員会及び国務院が公布したものであり、教育政策に関する中長期計画が取りまとめられている。なお、本邦の論考等では、「国家中長期教育改革及び發展綱要（2010－2020年）」（邵2015）、「国家中長期教育改革・發展計劃綱要（2010－2020年）」（南部2016；大学評価・学位授与機構2013）、「国家中長期教育改革と發展企画綱要（2010～2020）」（李2016）等と訳されている。
- (5) 中国における高等教育の一類型のことである。この点について、南部（2016：117）は「中国で提供されている高等教育は、教育の目的や方法によれば大きく普通高等教育、成人高等教育、軍事高等教育の3つの類型に分けることができる。このうち、普通高等教育は全日制で、通常は対面式で教育が行われる。大部分は普通高等教育機関で行われているが、成人高等教育機関でもごく一部ながら行われている。」と説明している。他方、異なる分類方法も存在する。すなわち、邵（2015：8）は「中国の高等教育機関は教育のレベルにより、『1. 博士養成機関』、『2. 普通高等教育学校』、『3. 成人高等教育学校』、『4. その他の民営高等教育機関』と分類されている。」と説明している。
- (6) マルクス主義の提唱する概念であり、2003年7月

- 28日に胡錦濤総書記が発表し、その後党の「主要方針」(2007年)、「行動指針」(2012年)に昇格した「科学的発展観」のなかでも触れられている。
- (7) 本意見では、教育の基本状況に関するデータを収集し、これをモニタリングすることを重視している。この点について、大学評価・学位授与機構(2013:27)は、「高等教育機関から寄せられたデータを収集することにより『全国高等教育機関教育基本状況データベース』(原語:全国高校教学基本状態収据庫)を構築し、高等教育機関の教育情報を恒常的に把握しよう」としており、これは「大学評価活動の効率性・質の向上や、教育政策の策定・見直し、社会への情報公開等を目的とし」たものと説明している。
- (8) 原語では「分類の院校評価」である。高等教育教学評価センターウェブサイト(「質量保障体系」、「中国高等教育質量保障概況及評価制度」http://www.heec.edu.cn/modules/zhiliangtixi_d.jsp?id=1139)の「三 質保証及び評価事業の改革及び発展の方向」の「1.『国家中長期教育改革と発展企画綱要(2010~2020)』を実行し、高等教育の質を全面的に向上させる」の第2点として「分類別の機関別評価の実施」が挙げられている。そして、ここでは括弧書きで「新設の学士課程を有する高等教育機関に対する『合格評価』及び第1期機関別評価に参加し、かつ、適合評価を受けた学士課程を有する普通高等教育機関に対する『審査評価』を含む」と記載されており、後述する「合格評価」及び「審査評価」という2つの類型のこともって「分類別」と形容しているものと解される(最終閲覧2018年3月31日)。
- (9) 文字通り「省レベル」の政府のことであり、各省のみならず、4直轄市及び5少数民族自治区も含まれる。
- (10) 「教育の改革及び発展に係る国家中長期計画綱要(2010-2020年)」の第15章(管理体制の改革)第45項では「各級政府の責任を明確にし、学校運営の規範化を図り、管理・経営・評価の分離を促進させ、行政部門と事業部門が分離し、権限・責任が明確であり、計画・調整が図られ、規範的かつ系統的な教育管理体制を構築する。」という記述が認められ、教育管理の体制改革において目指すべき事項とされている。ここでいう「管理、経営、評価」とは、政府による行為としてのそれであり、程(2017)は、その権限について「管理権(立法権、管理・監督権、各種事項の許可権、政策・法令の解釈権等を含む。)、経営権(法の執行権、学校の運営権、学内企業の経営権等を含む。))及び評価権(監督権、基準の制定権、賞罰の実施権等を含む。))」と説明している。
- (11) 原語は「合格評価」である。邵(2015)、大学評価・学位授与機構(2013)、南部(2016)及び林(2016:2017)は、「評価」のみを邦文の「評価」と訳し、いずれも「合格評価」としている。同評価の内容については、本意見の第7項第2段落に記載されている通りであり、学士課程の基本条件について「適合」、「判定保留」又は「不適合」の判断を行うものである。ゆえに内容に鑑みれば、「適格判定」などと訳すことが望ましいようにも思われるが、上記の通り、すでに先行研究等で「合格評価」の使用が一定程度定着している状況も踏まえ、本資料では「合格評価(適格判定)」と記載する。
- (12) 原語は「審査評価」である。大学評価・学位授与機構(2013)及び林(2016:2017)は、「合格評価」と同様に「評価」のみを邦文の「評価」と訳し、「審査評価」としている。一方、邵(2015)及び南部(2016)は「審査」を「審査」と、「評価」を「評価」と、それぞれ訳して「審査評価」としている。この点に関して、筆者の見解を示すと次の通りとなる。すなわち、「審査」は、「審査(する)」、「監査(する)」、「チェック(する)」という意味の中国語であり、日本語としては使用されない。中国語の場合、「審査」が使用される場面は、広義の「監査」を意味することが多い。他方、杉本(2009:5-6)は、「ア krediteーション」、「オーディット」、「アセスメント」及び「水準の外部点検」という高等教育質保証の4類型を示したうえで、「オーディット」について解説しているが、これに照らせば「審査評価」は「オーディット」に最も近いように思われ

る。そして、「オーディット」は英語の“Audit”すなわち「監査」を意味するものであり、英中の単語の対応関係も適当である。そこで、先行研究とのバランスを図りつつ、内容のイメージも把握しやすいよう、本資料では「審査評価（オーディット型評価）」と記載する。

- (13) 言語では「暫緩通過」である。邵（2015：93）は「暫定通過」と訳し、大学評価・学位授与機構（2013：30）は「合格保留」と訳している。本資料では、「暫緩」が「しばし見合わせる」という意味であることに鑑み、また当該判定を受けた場合には、2年間の改善期間を経て、再度「適合」又は「不適合」の判定がなされることも踏まえ、「判定保留」とする。
- (14) NPO等の非営利組織のことを指す。
- (15) 「合格評価（適格判定）」は、上記の中央政府の高等教育教学評価センターが所管している（大学評価・学位授与機構2013：30）。
- (16) 原語では「陽光評価」である。中国高等教育学会（2006：9）は、「社会が高等教育の教学及び評価事業の状況について一層理解を深め、評価事業に関心を払い、またこれを支持し、評価事業の持続的かつ健康的な発展を推進すべく、教育部は、公開、公正、透明という精神に基づき、『陽光評価』を実施することを決定した。」と述べ、具体的な施策として、①高等教育機関の教育の基本状況データの公開、②自己評価の実施及びその結果の公開という2点を挙げている。本資料では、「陽光」は原語のままとし、「評価」は「評価」と訳して、「陽光評価」としたうえで、内容が分かるよう括弧書きで「透明性の高い評価」と付記した。

参考文献

(邦文)

- 王傑『中国高等教育の拡大と教育機会の変容』東信堂、2007年。
- 黄福涛「中国における高等教育の質保証」羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年。

黄福涛・李敏編『中国における高等教育の変貌と動向—2005年以降の動きを中心に—』（高等教育研究叢書132）広島大学高等教育研究開発センター、2016年。

邵婧怡「現代中国大学の質保証制度——普通高等教育学校本科大学を中心に」神戸大学大学院国際協力研究科博士学位論文（神戸大学リポジトリ：<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/thesis2/d1/D1006280.pdf>）（最終閲覧：2018年3月31日）、2015年。

杉本和弘「オーストラリア大学質保証機構によるオーディット型評価—その原理・方法と新たな展開—」独立行政法人大学評価・学位授与機構『大学評価・学位研究』第9号、2009年。

大学評価・学位授与機構『中国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ 中国の高等教育における質保証システムの概要』、2013年。

南部広孝「中国における大学教育評価の展開—本科課程教学評価を中心に—」『大学経営の高度化とそれを支援する政策のあり方』（平成18～20年度科学研究費補助金研究成果報告書 研究代表者：塚原修一）国立教育政策研究所、2009年。

南部広孝「中国の高等教育における職業教育と学位」独立行政法人大学改革支援・学位授与機構『学位と大学』第2号、2016年。

李敏「大学の多様化と機能分化—3大学の調査を例に—」黄福涛・李敏編『中国における高等教育の変貌と動向—2005年以降の動きを中心に—』（高等教育研究叢書132）広島大学高等教育研究開発センター、2016年。

林師敏「中国における高等教育の質保証—「本科教学工作評価」を中心に—」黄福涛・李敏編『中国における高等教育の変貌と動向—2005年以降の動きを中心に—』（高等教育研究叢書132）広島大学高等教育研究開発センター、2016年。

林師敏「中国の学士課程教育評価に関する研究の回顧と課題」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第49集、2017年。

（中文）

程方平「中国学校教育的管、弁、評如何分離与優化」
北京教育科学研究院・北京廣播電視大学『教育科学

研究』第6期、2016年。

中国高等教育学会「教育部實施“陽光評估”」中国高等教育学会『中国高教研究』第5期、2006年。